

【日進市所有施設における放課後児童健全育成事業実施者募集】に関する質問について

質問			回答
募集要領	P2 市所有施設の概要	きのこクラブの定員（参考）は30人となっているが、面積からみて少ない。 現在東小学校区の市所有施設の民営放課後児童クラブは3施設あるが、今回2施設に変更になると②きのこクラブの定員を規定を超えない範囲で見直すことになると思うが、その理解でよいか？	お見込みのとおりです。
募集要領	P2 市所有施設の概要	⑤のびのびクラブの施設面積が現状より広いが、来年からより広い面積が使用できるのでしょうか？	令和7年度に利用している部屋から変更はありません。（概算面積は図面から積算したもので、参考程度とお考えください）
募集要領	P4 留意事項（1）法令基準等の遵守⑤	「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を遵守するように記載されていますが、「放課後児童蔵宇運営指針」は改正されており、令和7年4月から運用すると通知が出ています。解説書も公表されています。留意事項（1）法令基準等の遵守⑤は最新の「運営指針」に準拠するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおり最新の指針を遵守していただきます。（募集要領の内容を変更しました）
募集要領	P5-6 申請方法	1 申請書類の提出④提出方法は持参に限るとありますが、3 提出方法には申請書類一式および事業運営に関する提案書 ※電子データ とあります。書類一式を持参すると同時にデータでも提出することが必要、という意味でしょうか？	お見込みのとおりです。（募集要領の内容に追記しました）

募集要領	P8 様式 4	①事業の計画について 仕様書が示されていないため、「通常事業」と「自主事業」の線引きが不明確です。日常生活における活動の企画とそれ以外、という線引きという理解でよかったですでしょうか？	お見込みのとおりです。
募集要領	P9 様式 6 ②a	②運営実績 a.類似施設の運営実績 とありますが、放課後児童クラブの運営実績(類似施設を含む)という理解でよいでしょうか。 放課後児童クラブ以外の実績が求められているのでしょうか？	お見込みのとおりです。 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の実績が該当します。